

## ○習志野市情報公開条例

### (目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づいて、市民の知る権利を保障して、公文書の公開を請求する市民の権利につき定めることにより、市政運営の公開性の向上を図り、もつて市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民による市政の監視及び参加の充実に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長、公営企業管理者及び議会をいう。

(2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 官報、公報、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

イ 一般に容易に入手することができるもの又は本市の図書館その他の施設において、市民の利用に供することを目的とし管理しているもの

ウ 文書又は図画の作成の補助に用いるために一時的に作成された電磁的記録であつて、規則で定めるもの

### (実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の運用に当たっては、公文書の公開を請求する市民の権利を十分に尊重するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

### (利用者の責務)

第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を受けた者は、これによつ

て得た情報を適正に使用しなければならない。

(公開請求権)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、公文書の公開を請求することができる。

(公開請求の手続)

第6条 前条の規定による公開の請求(以下「公開請求」という。)をしようとする者は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した書面(以下「公開請求書」という。)を提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつてはその代表者の氏名

(2) 公文書の名称その他の公開請求に係る公文書を特定するに足りる事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が定める事項

2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をした者(以下「公開請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(実施機関の公開義務)

第7条 実施機関は、公開請求があつた場合は、当該公開請求に係る公文書に次条に規定する公開しないことができる情報(以下「非公開情報」という。)が記録されているときを除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

(非公開情報)

第8条 公開しないことができる情報は、次の各号に掲げる情報とする。

(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)

であつて、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別さ

れ得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令又は条例（以下「法令等」という。）の定めるところにより又は慣行として公にされている情報又は公にすることが予定されている情報

イ 氏名その他特定の個人が識別され得る情報の部分を除くことにより、公開しても、本号の規定により保護される個人の利益が害されるおそれがないと認められることとなる部分の情報

ウ 公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。以下同じ。）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職、氏名に関する情報

エ 人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、公開することがより必要であると認められる情報

(2) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、当該法人等又は当該個人の事業活動によつて生ずる人の生命、身体若しくは健康への危害又は財産若しくは生活の侵害から保護するため、公開することがより必要であると認められるものを除く。

ア 公開することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関からの要請を受けて、法人等又は個人によつて、公にしないとの約束の下に、任意に提供されたものであつて、社会通念上、公にしないこととされているものその他の当該約束の締結が状況に照らし合理的であると認められるもの

(3) 公開することにより、犯罪の予防及び捜査、警備その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある情報

(4) 市の機関内部若しくは機関相互又は市と国、他の地方公共団体、公共団体若しくは公共的団体（以下「国等」という。）との間における審議、検討又は協議等に関する情報であつて、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生

じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 市又は国等の機関が行う監査、検査、争訟、交渉、契約、試験、調査、研究、人事管理その他の事務又は事業に関する情報であつて、公開することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

(6) 法令等の定めるところにより、公開することができないとされている情報

(公益上の理由による裁量的公開)

第9条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報の規定により保護される利益に優越する公益上の理由があると認めるときは、前2条（前条第6号を除く。）の規定にかかわらず、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第10条 実施機関は、公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか、又は存在していないかを回答するだけで、非公開情報の規定により保護される利益が非公開情報を公開した場合と同様に害されることとなるときは、公開請求に係る公文書の存否を明らかにしないで、公開請求を拒否することができる。

(公開請求に対する決定等)

第11条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、公開する旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨及び公開の実施に関し規則で定める事項を書面で通知しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないときは、公開しない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面で通知しなければならない。

3 実施機関は、前条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る公文書が存在しないことその他の理由により公開請求を拒否するときも、前項と同様とする。

(理由付記)

第11条の2 実施機関は、前条各項の規定により公開請求に係る公文書の全部

若しくは一部を公開しないとき又は公開請求を拒否するときは、公開請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由の提示は、公開しないこと又は公開請求を拒否することとする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

(公開等決定の期限)

第12条 第11条に規定する決定(以下「公開等決定」という。)は、公開請求があつた日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により同項に規定する期間内に公開等決定をすることができないときは、公開請求があつた日の翌日から起算して60日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、同項の期間内に、公開等決定をすることができない理由及び延長する期間を書面で通知しなければならない。

(著しく大量な公文書の公開請求に係る公開等決定の期限の特例)

第13条 実施機関は、公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、前条第2項前段に規定する期間内にそのすべてについて公開等決定をすることにより、事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、公開請求に係る公文書の相当の部分について、当該期間内に公開等決定をし、残りの部分については、相当の期間内に公開等決定をすることができる。この場合においては、前条第1項に規定する期間内に、同条第2項後段の規定の例により、公開請求者に対し、通知しなければならない。

(事案の移送)

第14条 実施機関は、公開請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他相当の理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、公開請求された事案を移送することができる。

2 実施機関は、前項の規定による移送をしたときは、公開請求者に対し、その旨を通知しなければならない。

(第三者保護に関する手続)

第15条 実施機関は、公開請求に係る公文書に市又は公開請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、公開等決定をするに際し、当該第三者の意見を聴くことができる。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合において、第8条第1号エ、同条第2号ただし書又は第9条の規定によりこれを公開しようとするときは、公開の決定に先立ち、当該第三者に対し、所定の事項を通知して、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 実施機関は、前2項に規定する手続が執られた場合において、当該第三者から当該第三者に関する情報の公開に反対の意思が表示されたときに、第11条第1項の決定（以下「公開決定」という。）をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも14日間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

(公開の実施)

第16条 公文書の公開は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による公文書の公開にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

(費用負担)

第17条 公文書の公開に係る手数料は、無料とする。

2 公文書の写しの交付及び前条の規則で定める方法に要する費用は、公開請求者の負担とし、その額は規則で定める。ただし、市長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは減額し、又は免除することができる。

(不服審査の特例)

第18条 公開等決定又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

2 習志野市行政不服審査法施行条例（平成27年条例第23号）第3条の習志野市行政不服審査会（以下「審査会」という。）は、次条に規定する諮問に応じ、審査請求について調査審議するための附属機関とする。

（審査会への諮問）

第19条 公開等決定又は公開請求に係る不作為に対して行政不服審査法に基づく審査請求があった場合は、次の各号に掲げるときを除き、当該審査請求に係る審査庁は、審査会に諮問し、その答申を尊重して当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

（1） 審査請求が不適法であり、却下するとき。

（2） 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとするとき（第15条第1項又は第2項の規定により第三者の意見を聴いた場合に、当該第三者に関する情報の公開に反対の意思が表示されたときを除く。）。

（3） 審査請求人から、審査会への諮問を希望しない旨の申出がされているとき（参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）から、審査会に諮問しないことについて反対する旨の申出がされているときを除く。）。

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用される同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 第1項の規定により諮問した審査庁（以下「諮問庁」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

（1） 審査請求人及び参加人

（2） 公開請求者（公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（3） 当該審査請求に係る公文書の公開について反対の意思を表示した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第19条の2 第15条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

（1） 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

（2） 審査請求に係る公開等決定（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨

の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る公文書を公開する旨の裁決(第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。)

(審査会の調査権限)

第20条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公開請求に係る公文書の提出を求め、審査請求人に閲覧させずにその内容を見分することができる。この場合において、諮問庁は、当該公文書の提出を拒むことはできないものとする。

2 前項に定めるもののほか、審査会は、諮問された事件に関し、審査請求人、参加人及び諮問庁(以下「審査請求人等」という。)に意見書若しくは資料の提出を求め、又は参考人に陳述を求め、その他必要な調査をすることができる。

(審査会における事件の取扱い)

第21条 審査会は、市長が定めるところにより、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

3 審査請求人等は、市長が定めるところにより、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

4 審査請求人等は、市長が定めるところにより、審査会に対し、審査会に提出された意見書若しくは資料(前条第1項に規定する公文書を除く。)の閲覧(電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)又は当該意見書若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことはできない。

5 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認



めるときは、この限りでない。

6 第4項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、手数料を納付しなければならない。

7 前項の規定により納付する手数料の額並びに手数料の減額及び免除については、習志野市行政不服審査法施行条例第9条の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「法第81条第3項の規定により読み替えて準用される法第78条第4項」とあるのは「習志野市情報公開条例第21条第6項」と、同条第2項中「審査会」とあるのは「市長」とする。

8 審査会の審議は、非公開とする。

9 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(他の制度との調整)

第22条 実施機関は、法令又は他の条例の規定により、何人にも公開請求に係る公文書が第16条本文に規定する方法と同一の方法で公開することとされている場合(公開の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)には、同条本文の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による公開を行わない。ただし、当該法令又は他の条例の規定に一定の場合には公開をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 法令又は他の条例の規定に定める公開の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第16条本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(公文書の管理)

第23条 実施機関は、公文書の管理に関する定めを公にするとともに、公文書を検索するための事項分類表等を作成し、一般の利用に供するものとする。

(運用状況の公表)

第24条 市長は、毎年1回、この条例の運用状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(情報公開の総合窓口)

第25条 市長は、この条例の円滑な運用を確保するため、総合窓口を設置する。

(情報の提供)

第26条 実施機関は、市民に必要な情報を積極的に提供しよう努めなければ

ならない。

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例は、次に掲げる公文書について適用する。

(1) この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に、実施機関の職員が作成し、又は取得した公文書

(2) 施行日前に、実施機関の職員が作成し、又は取得した公文書で、施行日以後現に実施機関が保有し、この条例に対応する整備が完了した公文書

附 則(平成15年3月31日条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の習志野市情報公開条例第17条の規定は、この条例の施行の日以後になされる公文書の公開の請求に係る公文書の公開から適用し、同日以前になされた公文書の公開の請求に係る公文書の公開については、なお従前の例による。

附 則(平成27年12月25日条例第27号)抄

(施行期日)

1 この条例は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に第1条の規定による改正前の習志野市情報公開条例(以下「旧情報公開条例」という。)第18条の規定により習志野市情報公開審査会に諮問した不服申立て又は第2条の規定による改正前の習志野市個人情報保護条例(以下「旧個人情報保護条例」という。)

第 27 条の規定により習志野市個人情報保護審議会に諮問した不服申立てであつて、施行日の前日において処分庁又は審査庁による決定又は裁決がなされていないものについては、それぞれ第 1 条の規定による改正後の習志野市情報公開条例（以下「新情報公開条例」という。）第 19 条又は第 2 条の規定による改正後の習志野市個人情報保護条例（以下「新個人情報保護条例」という。）第 27 条の 2 の規定に基づき習志野市行政不服審査会に諮問されたものとみなす。

- 3 前項の場合において、施行日前に習志野市情報公開審査会又は習志野市個人情報保護審議会が旧情報公開条例又は旧個人情報保護条例の規定に基づいてした手続その他の行為については、習志野市行政不服審査会により新情報公開条例又は新個人情報保護条例の相当規定に基づいてされたものとみなす。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日条例第 2 号）

（施行期日）

- 1 この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条並びに次項及び附則第 3 項の規定は公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 第 2 条の規定による改正後の習志野市情報公開条例の規定は、同条の規定の施行の日以後になされる公文書の公開の請求に係る公文書の公開から適用し、同日前になされた公文書の公開の請求に係る公文書の公開については、なお従前の例による。